

平成30年8月29日

## まちづくり委員会資料

平成30年第3回定例会提出予定議案の説明

議案第107号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

**資料 1** 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要

**資料 2** 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

**参考資料** 建築基準法の一部改正 新旧対照表

まちづくり局

### 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要

#### 1 改正の概要

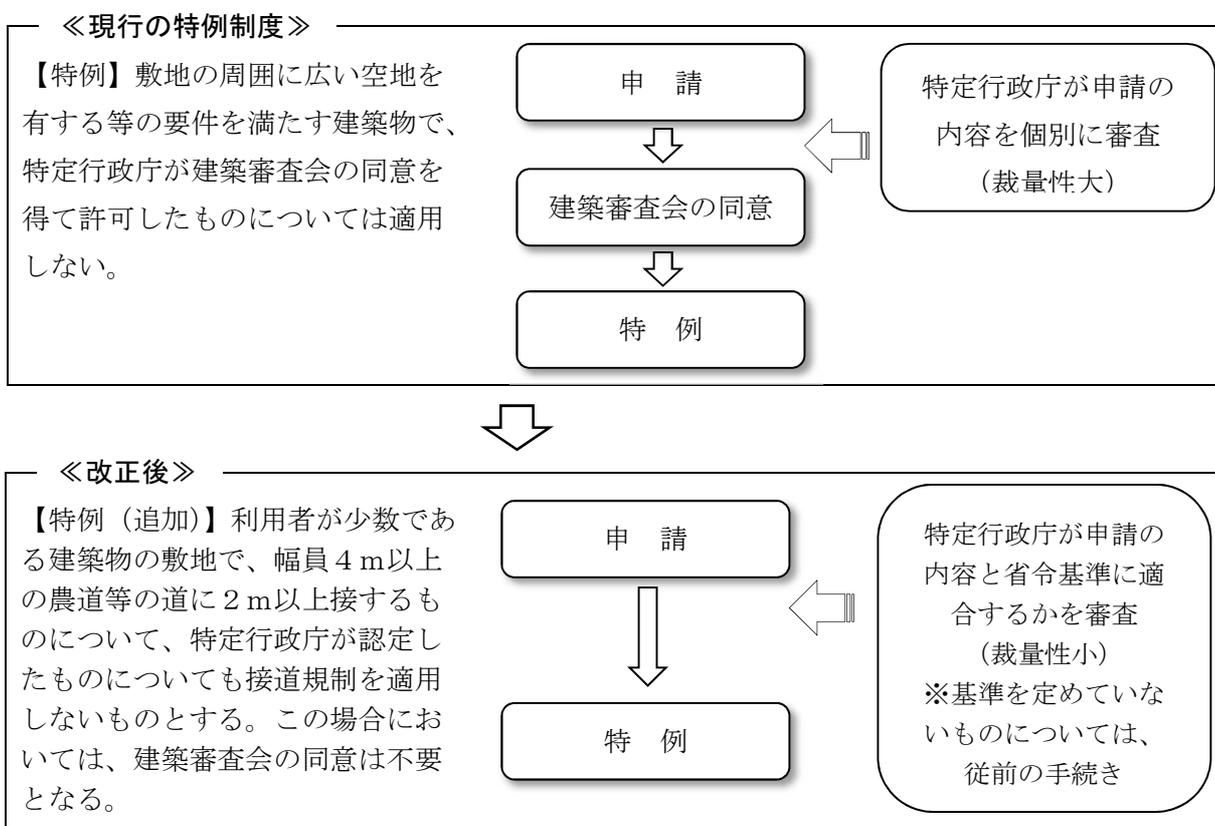
建築基準法の一部改正（平成30年6月27日公布、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において施行）に伴い、手数料条例の改正を行う。

#### 2 建築基準法の改正内容

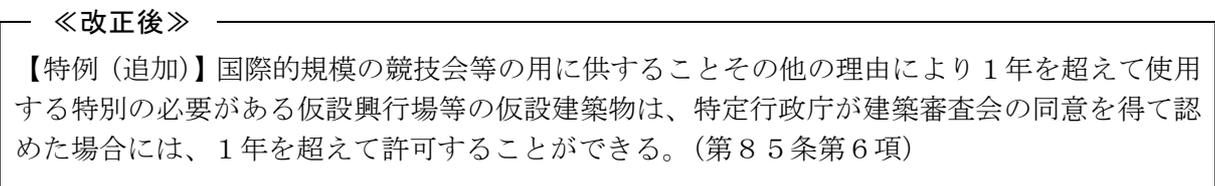
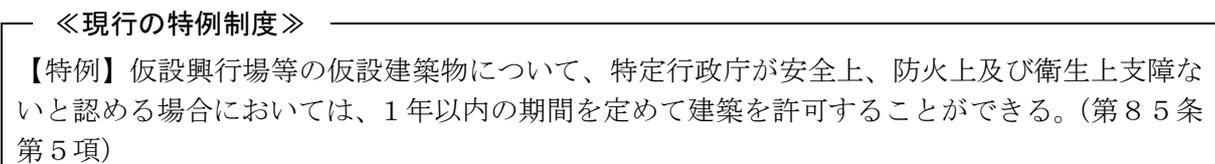
最近の大規模火災を踏まえた建築物・市街地の安全性の確保、空き家が増加傾向にある中での既存建築ストックの活用、さらに、木造建築物の整備の推進に資するよう基準の合理化を改正の主な趣旨としたほか、社会的要請等に対応した規制の合理化として、興行場等の仮設建築物の存続期間の延長、接道規制に係る特例許可手続きの簡素化など所要の整備を行うこととされた。

##### (1) 建築基準法第43条（接道規制に関する規定）

【原則】建築物の敷地は、建築基準法上の道路に2m以上接しなければならない。



##### (2) 建築基準法第85条（仮設建築物に関する規定）



### 3 改正内容

建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請及び同法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査に係る手数料を定めるもの。

【法第43条第2項第1号】：建築の認定の申請に対する審査に係る手数料

1件につき 27,000円

【法第85条第6項】：仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査に係る手数料

1件につき 160,000円

### 4 施行期日

建築基準法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例</p> <p>昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、<u>第276号</u>の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(193)</p> <p>(194) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 10,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 18,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 28,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 36,000円</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 66,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 93,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 160,000円</p> <p>ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 280,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 370,000円</p> <p>コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 460,000円</p> <p>サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 900,000円</p> <p>床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じて定める面積について算定する。</p> <p>ア 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積</p> <p>イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(エに掲げる場合を除く。)当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(195) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 16,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 19,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 25,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 34,000円</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 58,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 78,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 120,000円</p> <p>ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 190,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</p>	<p>○川崎市手数料条例</p> <p>昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、<u>第274号</u>の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(193)</p> <p>(194) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 10,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 18,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 28,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 36,000円</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 66,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 93,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 160,000円</p> <p>ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 280,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 370,000円</p> <p>コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 460,000円</p> <p>サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 900,000円</p> <p>床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じて定める面積について算定する。</p> <p>ア 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積</p> <p>イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(エに掲げる場合を除く。)当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(195) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 16,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 19,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 25,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 34,000円</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 58,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 78,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 120,000円</p> <p>ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 190,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</p>

改正後	改正前
<p>もの 1 件につき 240,000円</p> <p>コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1 件につき 300,000円</p> <p>サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1 件につき 610,000円</p> <p>床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>(196) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第19項の規定に基づく通知に係る中間検査を受けた場合の同法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1 件につき 15,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1 件につき 18,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1 件につき 24,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1 件につき 31,000円</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1 件につき 55,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1 件につき 75,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1 件につき 110,000円</p> <p>ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1 件につき 180,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1 件につき 230,000円</p> <p>コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1 件につき 290,000円</p> <p>サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1 件につき 600,000円</p> <p>床面積の合計の算定については、前号の床面積の算定方法を準用する。</p> <p>(197) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査（当該完了検査の対象に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建築物（以下この号において「判定建築物」という。）が含まれる場合に限る。）</p> <p>ア 新築に係る完了検査 1 件につき 前2号に規定する額に次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額を加えた額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円</p> <p>イ 増築又は改築に係る完了検査 1 件につき 前2号に規定する額に次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額を加えた額</p> <p>(ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号、第264号及び第266号において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>もの 1 件につき 240,000円</p> <p>コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1 件につき 300,000円</p> <p>サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1 件につき 610,000円</p> <p>床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>(196) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第19項の規定に基づく通知に係る中間検査を受けた場合の同法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1 件につき 15,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1 件につき 18,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1 件につき 24,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1 件につき 31,000円</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1 件につき 55,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1 件につき 75,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1 件につき 110,000円</p> <p>ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1 件につき 180,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1 件につき 230,000円</p> <p>コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1 件につき 290,000円</p> <p>サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1 件につき 600,000円</p> <p>床面積の合計の算定については、前号の床面積の算定方法を準用する。</p> <p>(197) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査（当該完了検査の対象に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建築物（以下この号において「判定建築物」という。）が含まれる場合に限る。）</p> <p>ア 新築に係る完了検査 1 件につき 前2号に規定する額に次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額を加えた額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円</p> <p>イ 増築又は改築に係る完了検査 1 件につき 前2号に規定する額に次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額を加えた額</p> <p>(ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号、第262号及び第264号において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p>

改正後	改正前
<p>a 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>b 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>c 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</p> <p>d 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>e 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>f 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円</p>	<p>a 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>b 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>c 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</p> <p>d 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>e 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>f 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円</p>
<p>(イ) (ア)以外の場合 1件につき アに規定する額 非住宅部分の床面積の合計は、工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する判定建築物の部分で市長が認めるものに係る床面積を除いて算定する。</p>	<p>(イ) (ア)以外の場合 1件につき アに規定する額 非住宅部分の床面積の合計は、工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する判定建築物の部分で市長が認めるものに係る床面積を除いて算定する。</p>
<p>(198) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第19項の規定に基づく通知に係る中間検査</p> <p>ア 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 15,000円</p> <p>イ 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 18,000円</p> <p>ウ 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 23,000円</p> <p>エ 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 32,000円</p> <p>オ 中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 52,000円</p> <p>カ 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 70,000円</p> <p>キ 中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 100,000円</p> <p>ク 中間検査を行う部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 160,000円</p> <p>ケ 中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 210,000円</p> <p>コ 中間検査を行う部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 260,000円</p> <p>サ 中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 530,000円</p>	<p>(198) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第19項の規定に基づく通知に係る中間検査</p> <p>ア 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 15,000円</p> <p>イ 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 18,000円</p> <p>ウ 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 23,000円</p> <p>エ 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 32,000円</p> <p>オ 中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 52,000円</p> <p>カ 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 70,000円</p> <p>キ 中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 100,000円</p> <p>ク 中間検査を行う部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 160,000円</p> <p>ケ 中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 210,000円</p> <p>コ 中間検査を行う部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 260,000円</p> <p>サ 中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 530,000円</p>
<p>(199) 建築基準法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査</p> <p>ア 建築設備又は工作物（以下「建築設備等」という。）を設置し、又は築造する場合（イに掲げる場合を除く。）</p> <p>(ア) 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1件につき 17,000円</p> <p>(イ) 小荷物専用昇降機 1件につき 8,000円</p> <p>(ウ) 工作物 1件につき 15,000円</p> <p>イ 確認を受けた建築設備等の計画の変更をして建築設備等を設置し、又は築造する場合</p> <p>(ア) 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1件につき 10,000円</p> <p>(イ) 小荷物専用昇降機 1件につき 5,000円</p> <p>(ウ) 工作物 1件につき 9,000円</p>	<p>(199) 建築基準法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査</p> <p>ア 建築設備又は工作物（以下「建築設備等」という。）を設置し、又は築造する場合（イに掲げる場合を除く。）</p> <p>(ア) 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1件につき 17,000円</p> <p>(イ) 小荷物専用昇降機 1件につき 8,000円</p> <p>(ウ) 工作物 1件につき 15,000円</p> <p>イ 確認を受けた建築設備等の計画の変更をして建築設備等を設置し、又は築造する場合</p> <p>(ア) 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1件につき 10,000円</p> <p>(イ) 小荷物専用昇降機 1件につき 5,000円</p> <p>(ウ) 工作物 1件につき 9,000円</p>
<p>(200) 建築基準法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査</p> <p>ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1件につき 21,000円</p> <p>イ 小荷物専用昇降機 1件につき 13,000円</p> <p>ウ 工作物 1件につき 15,000円</p>	<p>(200) 建築基準法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査</p> <p>ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1件につき 21,000円</p> <p>イ 小荷物専用昇降機 1件につき 13,000円</p> <p>ウ 工作物 1件につき 15,000円</p>
<p>(201) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第6条第1項の規定に基づく確認申請</p>	<p>(201) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第6条第1項の規定に基づく確認申請</p>

改正後	改正前
<p>又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査 1件につき第194号に規定する額に昇降機1基につき第199号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額</p> <p>(202) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 1件につき 120,000円</p> <p>(203) 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定の申請又は変更の申請に対する審査 1件につき 50,000円</p> <p>(204) 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定の廃止の申請に対する審査 1件につき 30,000円</p> <p><u>(205) 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</u></p> <p><u>(206) 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 1件につき 33,000円</u></p> <p><u>(207) 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 1件につき 33,000円</u></p> <p><u>(208) 建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</u></p> <p><u>(209) 建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(210) 建築基準法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(211) 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 1件につき 180,000円</u></p> <p><u>(212) 建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(213) 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(214) 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 33,000円</u></p> <p><u>(215) 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(同法第57条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(216) 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</u></p> <p><u>(217) 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(218) 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(219) 建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</u></p> <p><u>(220) 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(221) 建築基準法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(222) 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(223) 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</u></p> <p><u>(224) 建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(225) 建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制</u></p>	<p>又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査 1件につき第194号に規定する額に昇降機1基につき第199号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額</p> <p>(202) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 1件につき 120,000円</p> <p>(203) 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定の申請又は変更の申請に対する審査 1件につき 50,000円</p> <p>(204) 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定の廃止の申請に対する審査 1件につき 30,000円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(205) 建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 1件につき 33,000円</u></p> <p><u>(206) 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 1件につき 33,000円</u></p> <p><u>(207) 建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</u></p> <p><u>(208) 建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(209) 建築基準法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(210) 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 1件につき 180,000円</u></p> <p><u>(211) 建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(212) 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(213) 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 33,000円</u></p> <p><u>(214) 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(同法第57条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(215) 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</u></p> <p><u>(216) 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(217) 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(218) 建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</u></p> <p><u>(219) 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(220) 建築基準法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(221) 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(222) 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</u></p> <p><u>(223) 建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p><u>(224) 建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制</u></p>



改正後	改正前
<p>全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 120,000円</p> <p>(243) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定に基づく移転の認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</p> <p>(244) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項第1号から第6号までに掲げる書類(以下「建築計画概要書等」という。)の写しの交付 1件につき 300円</p> <p>1の建築計画概要書等ごとに1件とする。ただし、建築基準法施行規則第11条の4第1項第5号に掲げる処分等概要書の写しと当該処分等概要書に係る同項第1号又は第2号に掲げる建築計画概要書又は築造計画概要書の写しの交付の申請が同時に行われる場合は、1件とみなす。</p> <p>(245)～(253) 略</p> <p>(254) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画(以下「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分(以下この号において「申請建築物等」という。)の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数(以下この号において「同時申請戸数」という。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア) 申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 6,000円</p> <p>b 2戸以上5戸以下 12,000円</p> <p>c 6戸以上10戸以下 21,000円</p> <p>d 11戸以上30戸以下 31,000円</p> <p>e 31戸以上50戸以下 58,000円</p> <p>f 51戸以上100戸以下 99,000円</p> <p>g 101戸以上200戸以下 160,000円</p> <p>h 201戸以上300戸以下 200,000円</p> <p>i 301戸以上 210,000円</p> <p>(イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 9,100円</p> <p>b 2戸以上5戸以下 18,000円</p> <p>c 6戸以上10戸以下 32,000円</p> <p>d 11戸以上30戸以下 46,000円</p> <p>e 31戸以上50戸以下 87,000円</p> <p>f 51戸以上100戸以下 150,000円</p> <p>g 101戸以上200戸以下 250,000円</p> <p>h 201戸以上300戸以下 300,000円</p> <p>i 301戸以上 320,000円</p> <p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に定める耐震等級(構造躯体の倒壊等防止に係るものに限る。))に係る評価が建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算によるものを除く。第256号において同じ。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア) 1戸 15,000円</p> <p>(イ) 2戸以上5戸以下 57,000円</p> <p>(ウ) 6戸以上10戸以下 92,000円</p> <p>(エ) 11戸以上30戸以下 170,000円</p> <p>(オ) 31戸以上50戸以下 300,000円</p>	<p>全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 120,000円</p> <p>(241) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定に基づく移転の認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</p> <p>(242) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項第1号から第6号までに掲げる書類(以下「建築計画概要書等」という。)の写しの交付 1件につき 300円</p> <p>1の建築計画概要書等ごとに1件とする。ただし、建築基準法施行規則第11条の4第1項第5号に掲げる処分等概要書の写しと当該処分等概要書に係る同項第1号又は第2号に掲げる建築計画概要書又は築造計画概要書の写しの交付の申請が同時に行われる場合は、1件とみなす。</p> <p>(243)～(251) 略</p> <p>(252) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画(以下「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分(以下この号において「申請建築物等」という。)の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数(以下この号において「同時申請戸数」という。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア) 申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 6,000円</p> <p>b 2戸以上5戸以下 12,000円</p> <p>c 6戸以上10戸以下 21,000円</p> <p>d 11戸以上30戸以下 31,000円</p> <p>e 31戸以上50戸以下 58,000円</p> <p>f 51戸以上100戸以下 99,000円</p> <p>g 101戸以上200戸以下 160,000円</p> <p>h 201戸以上300戸以下 200,000円</p> <p>i 301戸以上 210,000円</p> <p>(イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 9,100円</p> <p>b 2戸以上5戸以下 18,000円</p> <p>c 6戸以上10戸以下 32,000円</p> <p>d 11戸以上30戸以下 46,000円</p> <p>e 31戸以上50戸以下 87,000円</p> <p>f 51戸以上100戸以下 150,000円</p> <p>g 101戸以上200戸以下 250,000円</p> <p>h 201戸以上300戸以下 300,000円</p> <p>i 301戸以上 320,000円</p> <p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に定める耐震等級(構造躯体の倒壊等防止に係るものに限る。))に係る評価が建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算によるものを除く。第254号において同じ。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア) 1戸 15,000円</p> <p>(イ) 2戸以上5戸以下 57,000円</p> <p>(ウ) 6戸以上10戸以下 92,000円</p> <p>(エ) 11戸以上30戸以下 170,000円</p> <p>(オ) 31戸以上50戸以下 300,000円</p>

改正後	改正前
<p>(カ) 51戸以上100戸以下 450,000円  (キ) 101戸以上200戸以下 830,000円  (ク) 201戸以上300戸以下 1,100,000円  (ケ) 301戸以上 1,400,000円</p>	<p>(カ) 51戸以上100戸以下 450,000円  (キ) 101戸以上200戸以下 830,000円  (ク) 201戸以上300戸以下 1,100,000円  (ケ) 301戸以上 1,400,000円</p>
<p>ウ ア又はイ以外の場合</p>	<p>ウ ア又はイ以外の場合</p>
<p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	<p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>
<p>(ア) 申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>(ア) 申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p>
<p>a 1戸 45,000円</p>	<p>a 1戸 45,000円</p>
<p>b 2戸以上5戸以下 110,000円</p>	<p>b 2戸以上5戸以下 110,000円</p>
<p>c 6戸以上10戸以下 170,000円</p>	<p>c 6戸以上10戸以下 170,000円</p>
<p>d 11戸以上30戸以下 340,000円</p>	<p>d 11戸以上30戸以下 340,000円</p>
<p>e 31戸以上50戸以下 600,000円</p>	<p>e 31戸以上50戸以下 600,000円</p>
<p>f 51戸以上100戸以下 1,000,000円</p>	<p>f 51戸以上100戸以下 1,000,000円</p>
<p>g 101戸以上200戸以下 1,900,000円</p>	<p>g 101戸以上200戸以下 1,900,000円</p>
<p>h 201戸以上300戸以下 2,700,000円</p>	<p>h 201戸以上300戸以下 2,700,000円</p>
<p>i 301戸以上 3,400,000円</p>	<p>i 301戸以上 3,400,000円</p>
<p>(イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>(イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p>
<p>a 1戸 68,000円</p>	<p>a 1戸 68,000円</p>
<p>b 2戸以上5戸以下 160,000円</p>	<p>b 2戸以上5戸以下 160,000円</p>
<p>c 6戸以上10戸以下 260,000円</p>	<p>c 6戸以上10戸以下 260,000円</p>
<p>d 11戸以上30戸以下 510,000円</p>	<p>d 11戸以上30戸以下 510,000円</p>
<p>e 31戸以上50戸以下 910,000円</p>	<p>e 31戸以上50戸以下 910,000円</p>
<p>f 51戸以上100戸以下 1,600,000円</p>	<p>f 51戸以上100戸以下 1,600,000円</p>
<p>g 101戸以上200戸以下 2,900,000円</p>	<p>g 101戸以上200戸以下 2,900,000円</p>
<p>h 201戸以上300戸以下 4,100,000円</p>	<p>h 201戸以上300戸以下 4,100,000円</p>
<p>i 301戸以上 5,000,000円</p>	<p>i 301戸以上 5,000,000円</p>
<p><u>(255)</u> 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書(以下「確認申請書」という。)の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査  1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(第199号に掲げる場合に該当する場合にあっては同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては第194号に規定する額に昇降機1基につき第199号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。<u>第257号</u>において同じ。)を加えた額</p>	<p><u>(253)</u> 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書(以下「確認申請書」という。)の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査  1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(第199号に掲げる場合に該当する場合にあっては同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては第194号に規定する額に昇降機1基につき第199号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。<u>第255号</u>において同じ。)を加えた額</p>
<p><u>(256)</u> 長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号から<u>第258号</u>までにおいて「変更認定申請」という。)に対する審査  ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合  1件につき 当該変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分(以下この号において「申請建築物等」という。)の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ第254号ア(ア)又は(イ)に規定する額に2分の1を乗じて得た額を当該変更認定申請をする際現に長期優良住宅普及促進法第6条第1項の認定を受けている当該申請建築物等の住戸の数の合計数(以下この号において「既認定戸数」という。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	<p><u>(254)</u> 長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号から<u>第256号</u>までにおいて「変更認定申請」という。)に対する審査  ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合  1件につき 当該変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分(以下この号において「申請建築物等」という。)の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ第252号ア(ア)又は(イ)に規定する額に2分の1を乗じて得た額を当該変更認定申請をする際現に長期優良住宅普及促進法第6条第1項の認定を受けている当該申請建築物等の住戸の数の合計数(以下この号において「既認定戸数」という。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>
<p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合  1件につき 当該変更認定申請に係る申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ<u>第254号イ(ア)から(ケ)まで</u>に規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	<p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合  1件につき 当該変更認定申請に係る申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ<u>第252号イ(ア)から(ケ)まで</u>に規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>
<p>ウ ア又はイ以外の場合</p>	<p>ウ ア又はイ以外の場合</p>
<p>1件につき 申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に</p>	<p>1件につき 申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に</p>

改正後	改正前
<p>応じ第254号ウ(ア)又は(イ)に規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(257)～(259) 略</p> <p>(260) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関(第262号、第266号、第268号及び第270号において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、第262号、第266号、第268号及び第270号において同じ。) 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分(人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号において同じ。) 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分(人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分を用いる。以下この号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分(住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分を用いる。以下この号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。第262号、第266号及び第268号において「特定設</p>	<p>応じ第252号ウ(ア)又は(イ)に規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(255)～(257) 略</p> <p>(258) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関(第260号、第264号、第266号及び第268号において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、第260号、第264号、第266号及び第268号において同じ。) 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分(人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号において同じ。) 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分(人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分を用いる。以下この号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分(住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分を用いる。以下この号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。第260号、第264号及び第266号において「特定設</p>

改正後	改正前
<p>計住宅性能評価書」という。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 8,800円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 8,800円</p> <p>b 2戸以上5戸以下 23,000円</p> <p>c 6戸以上10戸以下 30,000円</p> <p>d 11戸以上25戸以下 43,000円</p> <p>e 26戸以上50戸以下 64,000円</p> <p>f 51戸以上100戸以下 100,000円</p> <p>g 101戸以上200戸以下 150,000円</p> <p>h 201戸以上300戸以下 190,000円</p> <p>i 301戸以上 200,000円</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)で定める基準が適用される場合又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 380,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 550,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 670,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 790,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>計住宅性能評価書」という。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 8,800円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 8,800円</p> <p>b 2戸以上5戸以下 23,000円</p> <p>c 6戸以上10戸以下 30,000円</p> <p>d 11戸以上25戸以下 43,000円</p> <p>e 26戸以上50戸以下 64,000円</p> <p>f 51戸以上100戸以下 100,000円</p> <p>g 101戸以上200戸以下 150,000円</p> <p>h 201戸以上300戸以下 190,000円</p> <p>i 301戸以上 200,000円</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)で定める基準が適用される場合又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 380,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 550,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 670,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 790,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>

改正後	改正前
<p>の 900,000円</p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 97,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 260,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 330,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 470,000円</p>	<p>の 900,000円</p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 97,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 260,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 330,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 470,000円</p>
<p><u>(261)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。<u>第263号</u>において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p>	<p><u>(259)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。<u>第261号</u>において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p>
<p><u>(262)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について<u>第260号ア(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第260号ア(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p>イ 変更認定申請に係る建築物及び建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,400円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について<u>第260号イ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について<u>第260号イ(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について<u>第260号ウ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第260号ウ(イ)</u>の規定により算定した額</p>	<p><u>(260)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について<u>第258号ア(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第258号ア(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p>イ 変更認定申請に係る建築物及び建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,400円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について<u>第258号イ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について<u>第258号イ(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について<u>第258号ウ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第258号ウ(イ)</u>の規定により算定した額</p>
<p><u>(263)～(265)</u> 略</p>	<p><u>(261)～(263)</u> 略</p>
<p><u>(266)</u> 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添</p>	<p><u>(264)</u> 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添</p>

改正後	改正前
<p>付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号、第268号及び第270号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分を用いる。以下この号及び第270号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分を用いる。以下この号及び第270号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p>	<p>付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号、第266号及び第268号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分を用いる。以下この号及び第268号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分を用いる。以下この号及び第268号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p>
<p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じア(イ) aに規定する額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p>	<p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じア(イ) aに規定する額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p>

改正後	改正前
<p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合</p> <p>次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円</p>	<p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合</p> <p>次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円</p>
<p>(267) 建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。第269号において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p>	<p>(265) 建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。第267号において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p>
<p>(268) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>	<p>(266) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>

改正後	改正前
<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について第266号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第266号ア(イ)の規定により算定した額</p> <p>イ 変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について第266号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について第266号イ(イ)の規定により算定した額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第266号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第266号ウ(イ)の規定により算定した額</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について第264号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ア(イ)の規定により算定した額</p> <p>イ 変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について第264号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について第264号イ(イ)の規定により算定した額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額</p>
(269) 略	(267) 略
<p>(270) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合している旨の認定の申請(以下この号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る建築物(以下この号において「申請建築物」という。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)第25条第2項に規定する通知書、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書その他市長が別に定める書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 当該申請建築物の区分に応じ第266号アに規定する額</p> <p>イ 申請建築物に係る住宅品質確保法第6条第2項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 当該申請建築物の区分に応じ第266号イに規定する額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量(以下この号において「設計一次エネルギー消費量」という。)が計算されている場合 第266号ウ(ア)に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ同号ウ(ア)に規定する額</p> <p>b a 以外の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該申請建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 第266号ウ(イ)aに掲げる住戸の総数の区分に応じ同号ウ(イ)aに規定する額</p>	<p>(268) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合している旨の認定の申請(以下この号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る建築物(以下この号において「申請建築物」という。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)第25条第2項に規定する通知書、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書その他市長が別に定める書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 当該申請建築物の区分に応じ第264号アに規定する額</p> <p>イ 申請建築物に係る住宅品質確保法第6条第2項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 当該申請建築物の区分に応じ第264号イに規定する額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量(以下この号において「設計一次エネルギー消費量」という。)が計算されている場合 第264号ウ(ア)に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ同号ウ(ア)に規定する額</p> <p>b a 以外の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該申請建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 第264号ウ(イ)aに掲げる住戸の総数の区分に応じ同号ウ(イ)aに規定する額</p>

改正後	改正前
<p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 1戸 17,000円</li> <li>ii 2戸以上5戸以下 33,000円</li> <li>iii 6戸以上10戸以下 48,000円</li> <li>iv 11戸以上25戸以下 71,000円</li> <li>v 26戸以上50戸以下 110,000円</li> <li>vi 51戸以上100戸以下 160,000円</li> <li>vii 101戸以上200戸以下 230,000円</li> <li>viii 201戸以上300戸以下 290,000円</li> <li>ix 301戸以上 340,000円</li> </ul> <p>b 共用部分 <u>第266号ウ(イ)b</u>に掲げる建築物の区分に応じ同号ウ(イ)bに規定する額</p> <p>c 非住宅部分 <u>第266号ウ(イ)c</u>に掲げる場合の区分に応じ同号ウ(イ)cに規定する額</p> <p><u>(271)</u> 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更<del>に</del>該当していることを証する建築物省エネ法施行規則第11条の規定に基づく書面の交付の申請に対する審査 1件につき <u>第264号</u>に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p> <p><u>(272)～(292)</u> 略</p> <p>第5条 <u>第2条第290号</u>のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難いものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p>	<p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 1戸 17,000円</li> <li>ii 2戸以上5戸以下 33,000円</li> <li>iii 6戸以上10戸以下 48,000円</li> <li>iv 11戸以上25戸以下 71,000円</li> <li>v 26戸以上50戸以下 110,000円</li> <li>vi 51戸以上100戸以下 160,000円</li> <li>vii 101戸以上200戸以下 230,000円</li> <li>viii 201戸以上300戸以下 290,000円</li> <li>ix 301戸以上 340,000円</li> </ul> <p>b 共用部分 <u>第264号ウ(イ)b</u>に掲げる建築物の区分に応じ同号ウ(イ)bに規定する額</p> <p>c 非住宅部分 <u>第264号ウ(イ)c</u>に掲げる場合の区分に応じ同号ウ(イ)cに規定する額</p> <p><u>(269)</u> 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更<del>に</del>該当していることを証する建築物省エネ法施行規則第11条の規定に基づく書面の交付の申請に対する審査 1件につき <u>第262号</u>に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p> <p><u>(270)～(290)</u> 略</p> <p>第5条 <u>第2条第288号</u>のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難いものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p>

建築基準法の一部改正 新旧対照表（関係部分のみ抜粋）  
 （平成30年6月27日法律第67号、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において施行）

新	旧
<p>○建築基準法                      昭和二十五年五月二十四日法律第二百一十号                      （敷地と道路との関係）</p> <p>第四十三条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならない。</p> <p>一、二 略</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>一 その敷地が幅員四メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの</p> <p>二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの</p> <p>3 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する建築物について、その用途、規模又は位置の特殊性により、第一項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に関して必要な制限を付加することができる。</p> <p>一 特殊建築物</p> <p>二 階数が三以上である建築物</p> <p>三 政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物</p> <p>四 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計。次号、第四節、第七節及び別表第三において同じ。）が千平方メートルを超える建築物</p> <p>五 その敷地が袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）にのみ接する建築物で、延べ面積が百五十平方メートルを超えるもの（一戸建ての住宅を除く。）</p> <p>（仮設建築物に対する制限の緩和）</p> <p>第八十五条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（次項及び第百一条第一項第十号において「仮設興行場等」という。）について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三及び第三十七条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。</p> <p>6 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行</p>	<p>○建築基準法                      昭和二十五年五月二十四日法律第二百一十号                      （敷地と道路との関係）</p> <p>第四十三条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。</p> <p>一、二 略</p> <p>2 地方公共団体は、特殊建築物、階数が三以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。第四節、第七節及び別表第三において同じ。）が千平方メートルを超える建築物の敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係についてこれらの建築物の用途又は規模の特殊性により、前項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、必要な制限を付加することができる。</p> <p>第八十五条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二及び第三十五条の三の規定並びに第三章の規定は、適用しない。</p>

新	旧
<p>場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</p> <p>7 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。</p>	